

市議第4号議案

いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正法の廃止を
求める意見書

標記について別紙のとおり決議するものとする。

平成29年6月26日 提出

提出者	岐阜市議会議員	柳原 覚
同	同	鷺見 守昭
賛成者	岐阜市議会議員	服部 勝弘
同	同	堀田 信夫

いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正法の廃止を 求める意見書

6月15日に、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正法が成立した。これまでの国会審議において、同法が過去三度国民の強い反対によって廃案となった、いわゆる「共謀罪」法案と何ら変わるものではないことは明らかとなっている。それにもかかわらず、安倍政権は世界で頻発するテロ事件を引き合いに出し、東京オリンピック・パラリンピックに向けたテロ対策を口実にして組織犯罪処罰法改正法について強行採決し、成立させた。

政府は、国会の審議で環境保護や人権保護を掲げた団体であっても、それが「隠れみの」であれば処罰の対象となると答弁した。また、「組織的犯罪集団の周辺者」も処罰の対象となるとしており、捜査機関が恣意的な運用をすれば、一般市民でも「組織的犯罪集団」の一員となり得る危険性が逆に明らかになった。

改正組織犯罪処罰法が、政府に批判的な労働組合や市民団体を弾圧するための手段となる危険性はより鮮明になった。

また、「共謀」を処罰するという法的性質は何も変わらないことに加え、「既遂の処罰」を原則とする刑事法体系の原則を大きく変えるものであること、さらには、現行法上の「未遂罪」よりも「共謀罪」が重罰となる罪が出てくるなど、法体系の整合性を損なう事態も明らかになった。

政府は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（TOC条約）締結のための国内法整備の必要性を立法事実として挙げているが、TOC条約はテロ対策条約でない上、国連プライバシー権に関する特別報告者からも、その書簡の中で、成立前の本法案に対し、プライバシー権と表現の自由を制約するおそれがあるとして深刻な懸念が示された。政府は、TOC条約締結のための法整備というものの、趣旨から外れた立法を行おうとしていると当の国連から指摘されてしまったのである。

以上のような状況を勘案すれば、過去に廃案になった「共謀罪」法案と何ら変わるところがなく、我が国の法体系の基本原則を破壊し、憲法に定められる基本的人権をも脅かすおそれが高い法律を認めることはできない。

よって、国におかれては、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正法を廃止するよう要請する。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

岐阜市議会

市議第5号議案

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

標記について別紙のとおり決議するものとする。

平成29年6月26日 提出

提出者 岐阜市議会議員 西垣 信康

賛成者 岐阜市議会議員 竹市 勲

同 同 柳原 覚

同 同 丸山 慎一

同 同 浅野 裕司

同 同 和田 直也

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

昨年末に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の衆参内閣委員会における附帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備やギャンブル等依存症患者の相談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めている。政府はこれを受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年3月には「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」を発表したところである。

これまでも、ギャンブル等依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があったにもかかわらず、国はその実態を十分に把握してこなかった。

よって、国におかれては、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、前述の論点整理等を踏まえたギャンブル等依存症対策基本法の制定などの抜本的強化のため、下記事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 ギャンブル等は所管省庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当省庁が同一であるため、一元的な規制が困難な側面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めない。そのため、ギャンブル等依存症対策の企画立案、規制と監視を一元的に行う独立組織の設置を検討すること。
 - 2 前述の本年3月の論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症に関する具体的な対策や実施方法を早急に検討すること。
 - 3 アルコール依存症や薬物依存症に関しては、それぞれに施策が進められている。ギャンブル等依存症対策の法制化を進める中で、こうした取り組みと合わせ、さらに依存症対策全般の深化を図ること。
- 以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

岐阜市議会

国会及び関係行政庁宛

市議第6号議案

ぎふメディアコスモス立体駐車場建設用地における土壤汚染対策費用の負担に係る岐阜県との協議に関する決議

標記について別紙のとおり決議するものとする。

平成29年6月26日 提出

提出者 岐阜市議会議員 堀田信夫

賛成者 岐阜市議会議員 服部勝弘

同 同 井深正美

同 同 原菜穂子

ぎふメディアコスモス立体駐車場建設用地における土壤汚染対策費用の負担に係る岐阜県との協議に関する決議

岐阜市が岐阜県との間で締結した平成26年12月24日付土地売買契約に基づき引き渡しを受けた土地から、基準値を超えるヒ素が検出されたことにより、岐阜市は汚染土壤等の処理に係る費用を計上し、汚染土壤等の撤去を行ってきた。かかった費用は1億2,300余万円である。

土壤汚染対策費用について、岐阜県と締結した本契約書第8条には、「この契約締結後、売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵があることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。」との、特約条項が記載されているものの、岐阜県、岐阜市ともに社会に範を示すべき地方公共団体であるとの観点から、本契約書第12条「この契約に関して疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。」との記載に基づき、岐阜県に対し、当該土壤汚染対策費用の負担に係る協議を申し入れ、現在、協議を継続しているところである。

しかし、その協議は厳しさが伝えられており、また、当該用地においては、既に立体駐車場建設工事が本年9月竣工を目指して進められていることから猶予ならざる状況にある。さらに昨今、用地売買に伴って発生する土壤汚染対策について、市民の関心が殊のほか高いものであることを受け止める必要がある。

よって、岐阜市議会は岐阜市が岐阜県との本件協議において、実りある協議結果が得られるよう、これまで以上に緊張感、スピード感を持って臨むよう求める。

以上 決議する。

平成 年 月 日

岐 阜 市 議 会